

○草津市一般廃棄物の収集運搬に関する要綱

平成27年7月3日

告示第200号

改正 平成30年6月11日告示第239号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき草津市(以下「市」という。)から一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に、市内で発生する一般廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を行わせるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用車両の範囲)

第2条 この要綱の規定は、許可業者が市内で一般廃棄物の収集運搬を行う全ての車両について適用する。

(一般廃棄物の取扱い)

第3条 許可業者に取り扱わせる一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例(平成8年草津市条例第15号。以下「適正化条例」という。)第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く。)
- (2) 適正化条例第2条第2項第3号に規定する家庭廃棄物のうち、同居者のない者の遺品整理または世帯員全員が次に掲げる者のみで構成される世帯において、一時的に多量に発生するもの
  - ア 満65歳以上の者
  - イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)
  - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者(以下「要介護認定を受けている者」という。)または生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2第1項に規定する要介護者

第4条 許可業者は、一般廃棄物の取扱いにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号および第4条の2第1号の基準に従わなければならない。

(搬入手続)

第5条 許可業者は、一般廃棄物を草津市立クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）その他の市の処理施設へ搬入する場合には、次に掲げる事項に留意し、当該処理施設の管理者および係員の指示に従わなければならない。

(1) 処理施設の管理上支障を生じる場合には、搬入を制限し、または停止することがあること。

(2) 人体および処理業務に支障を及ぼす危険物、有害な廃棄物等を搬入しないこと。

第6条 第3条第2号に掲げる一般廃棄物を許可業者に収集させ、クリーンセンターへ搬入させようとする者は、事前に家庭廃棄物確認依頼書（別記様式第1号）を市へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の家庭廃棄物確認依頼書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第3条第2号に掲げる一般廃棄物に該当すると認める場合は、その旨を家庭廃棄物確認書（別記様式第2号）により、第1項の依頼者に通知するものとする。

3 許可業者は、第3条第2号に掲げる一般廃棄物をクリーンセンターへ搬入するときは、前項の家庭廃棄物確認書をクリーンセンターに提示しなければならない。

(車両の明示)

第7条 一般廃棄物の収集運搬に使用する車両には、市の指示に従い前・後・左・右の4面に市の許可番号を明示しなければならない。

(法令遵守)

第8条 許可業者は、廃棄物関係法令、条例等を遵守するほか、特に一般廃棄物の収集運搬を行う車両に対し、道路交通法および道路運送車両法等道路交通関係法令を遵守させなければならないものとする。

付 則

この要綱は、平成27年7月4日から施行する。

付 則（平成30年6月11日告示第239号）

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

家庭廃棄物確認依頼書				
排出者	氏名			
	および生年月日	(生年月日 年 月 日)		
	住所			
	電話番号			
	廃棄物の種類			
排出理由	1 同居者のない者の遺品整理 2 次に掲げる者のみで構成される世帯 ア 高齢者（満65歳以上） イ 障害者 ウ 要介護認定を受けている者または生活保護法第15条の2第1項に規定する要介護者			
搬入者	許可業者名			
	車両番号			
	搬入日	年 月 日		
	搬入回数			
搬入先	1 草津市立クリーンセンター 2 その他（ ）			
家庭廃棄物を上記のとおり搬入したいので、草津市一般廃棄物の収集運搬に関する要綱第6条第1項の規定により、提出します。 また、排出理由の確認に必要な範囲において、草津市が必要な調査を行うことについて同意します。 年 月 日 依頼者 住所 氏名 ⑩ 電話番号				
課長		係長		係員

様式第2号（第6条第2項関係）

家庭廃棄物確認書		
排出者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	廃棄物の種類	
	排出理由	1 同居者のない者の遺品整理 2 次に掲げる者のみで構成される世帯 ア 高齢者（満65歳以上） イ 障害者 ウ 要介護認定を受けている者または生活保護法第15条の2第1項に規定する要介護者
搬入者	許可業者名	
	車両番号	
	搬入日	年 月 日
	搬入回数	
搬入先		1 草津市立クリーンセンター 2 その他（ ）
条件等		ごみの搬入にあたっては、草津市の定める分別区分に従うこと。
依頼者	住所	
	氏名	
	電話番号	
草津市一般廃棄物の収集運搬に関する要綱第6条第2項により、上記のとおり家庭廃棄物と確認しました。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">草津市資源循環推進課長</div> <div style="text-align: right;">印</div>		

